

7 福薬業発第 2 7 7 号
令和 7 年 1 0 月 3 0 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

第三者行為による傷病届出推進ポスターに係る医療機関への送付について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、国保連合会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

交通事故など第三者（加害者）の不法行為により負傷し、国民健康保険等の公的医療保険制度により医療機関等を受診した被保険者は、市町村等に傷病届出を行うことが法律により義務づけられていることから、今般、傷病届出義務の周知及び届出の促進を目的としたポスターが国保連合会より作成されました。

令和 7 年 1 0 月 3 0 日より順次、県内の第三者行為の処方実績がある調剤薬局（700 薬局）へ送付されますので、掲示にご協力いただきますよう貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

福国保連第 1825 号
令和 7 年 10 月 27 日

公益社団法人 福岡県薬剤師会
会長 小田 真稔 様

福岡県国民健康保険団体連合会
理事長 美浦 喜明
(公印省略)

第三者行為による傷病届出推進ポスターに係る
医療機関への送付について (通知)

本会の事業運営について平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、交通事故など第三者（加害者）の不法行為により負傷し、国民健康保険等の公的医療保険制度により医療機関等を受診した被保険者は、市町村等に傷病届出を行うことが法律により義務づけられていることから、今般、傷病届出義務の周知及び届出の促進を目的としたポスターを作製いたしました。

つきましては、下記のとおり各調剤薬局に送付するとともに掲示を依頼いたしますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 送付物 第三者行為による傷病届出推進ポスター（A3 サイズ）
※各調剤薬局に 1 枚送付
- 2 送付先 第三者行為の処方実績がある県内の調剤薬局（700 薬局）
- 3 発送日 令和 7 年 10 月 30 日
- 4 参考 国民健康保険法施行規則 第 32 条の 6
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 第 46 条

〔問合わせ先〕
福岡県国民健康保険団体連合会
事業部 求償課 求償係（担当：坂本・島）
TEL：092-642-7815

【参考】

国民健康保険法施行規則

(第三者の行為による被害の届出)

第 32 条の 6

給付事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、その事実、当該被保険者の氏名、当該被保険者が退職被保険者等である場合にあつてはその旨、第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、直ちに、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に届け出なければならない。

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則

(第三者の行為による被害の届出)

第 46 条

療養の給付に係る事由又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、被保険者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

1. 届出に係る事実
2. 第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）
3. 被害の状況

福国保連第1733号
令和7年10月30日

関係医療機関 各位

福岡県国民健康保険団体連合会
理事長 美 浦 喜 明
(公 印 省 略)

第三者行為による傷病届出促進ポスターの掲示について(お願い)

平素より、国民健康保険事業並びに後期高齢者医療事業等にご協力をいただき厚く
お礼申し上げます。

さて、標記につきまして、第三者行為（交通事故等）における傷病届出義務の周知
及び届出の促進を目的としたポスターを作製しました。

つきましては、同封しておりますポスターを医療機関内に掲示していただき、傷病
届出促進にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

問合せ先
福岡県国民健康保険団体連合会
事業部 求償課求償係
担当：坂本・島
TEL：092-642-7815

市町村等に届出を

こんなときは

食中毒になった
(店舗での食事・市販の食品等)



他人の飼い犬に
噛まれた



他人から暴力を
振るわれた



自転車事故で
ケガをした



交通事故で
ケガをした

交通事故など、**第三者**(本人以外)の行為で**ケガ**をして、**国保**または**後期高齢者医療**を使って治療を受けた場合は、**市町村等に届出が義務づけられています。**

お住まいの市町村国民健康保険・後期高齢者医療または国保組合窓口へご相談ください。